

歴史地震研究会功績賞内規

平成 24 年 9 月 15 日幹事会承認

平成 26 年 9 月 8 日変更

第 1 条 本規定は、歴史地震研究会会則第 3 条(4)項に規定する業績の表彰に基づき、歴史地震研究の進歩・発展ならびに本会の発展に対して顕著な功績を挙げられた方に贈る「歴史地震研究会功績賞」に関して定める。

第 2 条 本賞の対象は、本会会員とする。なお、本賞の既受賞者は対象から除く。

第 3 条 対象業績は歴史地震研究の進歩・発展、歴史地震研究会の発展に対するものとする。

第 4 条 授賞式は、総会など会員が自由に参加できる場において行い、受賞者に賞状を贈る。

第 5 条 功績賞選考委員会が受賞者の選考を行い、幹事会が決定する。功績賞選考委員会は、正・副会長、総務幹事、財政幹事から構成する。

附則 ; 1. この内規は、幹事会で変更することができる。

2. この内規は、平成 24 年 9 月 15 日より施行する。